

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月23日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付の支給に関する変更決定処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、A所在のBの乗組員として従事していた。
- 2 被災者は、昭和〇年〇月〇日、漁から帰港する途中、高波により乗船していた漁船が転覆して溺死した。被災者の配偶者（以下「亡配偶者」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付を請求したところ、監督署長は被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、亡配偶者を受給権者として、これを支給する旨の処分をした。

亡配偶者が、平成〇年〇月〇日、死亡したことに伴い、請求人及び請求人の弟は、請求人を代表者として選任した上で、前記遺族補償給付（遺族補償年金）の転給請求をしたところ、監督署長は、同給付（同年金）を請求人に転給する旨の通知をした。

請求人は、平成30年7月18日付けで請求人の弟が婚姻した旨を記載した遺族補償年金額算定基礎変更届を提出したところ、監督署長は遺族補償給付（遺族補償年金）の支給に関する変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 本件は、請求人が、受給権者であった請求人の弟が婚姻により失権したとして、監督署長が本件処分をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月8日付けでこれを棄却する旨の決定をし

たことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の弟が婚姻によって失権したことによる本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、次のとおり、再審査請求代理人である請求人の弟の受給権が引き続き認められるべきである旨主張するので、以下検討する。

- (1) 遺族補償年金の受給権については、決定書理由で説示するとおり、労災保険法第16条の4第1項に消滅事由が規定され、具体的には、同項第2号において、婚姻(届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたときと定められている。

請求人及び請求人の弟に係る平成30年9月27日付け戸籍の全部事項証明書によれば、請求人の弟は、同年7月18日付けで婚姻した事実及びこれにより同戸籍から除籍されたことが認められる。

したがって、前記条文の規定に照らし、請求人の弟が有していた遺族補償年金の受給権が消滅したことは明らかであることから、請求人の主張は採用することができない。

よって、請求人に対してした本件処分は妥当なものである。

- (2) なお、請求人は、その他るる主張するが、上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月19日